

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

北海道（以下、「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれた場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して飲料の輸送と供給、災害情報の提供及び施設・設備等の活用による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図るためこの協定を締結する。

（協定の効力）

第1条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第1項第1号、2号及び3号については、道を経由した協力を基本とする。

（協力の内容）

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 飲料の供給
 - (2) 現地対策本部等応急対策拠点用地として乙の子会社である北海道ペプシコーラ販売株式会社の所有する敷地を提供させること
 - (3) 一時避難場所として北海道ペプシコーラ販売株式会社の所有する敷地及び倉庫を提供させること
 - (4) 災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
 - (5) その他可能な協力
- 2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。
- (1) 自動販売機に避難所情報等を盛り込んだ市町村から提供された地域防災マップ等を貼付
 - (2) 市町村の希望に対し、可能な範囲で避難所等に災害対応型自動販売機を設置
 - (3) 配送ドライバー等による災害情報の提供
 - (4) 北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
 - (5) その他可能な協力

（支援の内容）

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

- (1) 災害情報の提供
- (2) 飲料の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- (3) その他災害時に必要な支援

（協定事項の発効）

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を

設置等し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

(連絡員の派遣)

第5条 乙は、甲が設置する本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

(実施細目の作成)

第7条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は平成21年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年12月18日

甲 北海道
北海道知事

乙 サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目

(目的)

第1条 北海道(以下、「甲」という。)とサントリーフーズ株式会社(以下、「乙」という。)は、「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」(以下、「協定」という。)第2条第1項の規定に基づき行う飲料の供給及び敷地等の提供に関する事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部(緊急対処事態対策本部を含む。)(以下、「本部等」という。)を設置し、かつ、災害救助法の適用等により避難の長期化が予想される場合及び道内市町村から物資の供給要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

(協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

(飲料の品目等及び数量)

第4条 甲が乙に供給要請する飲料の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

2 乙は、災害時に供給可能な飲料の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

(要請の手続き)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「飲料等の供給等要請書(別紙)」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(情報の提供)

第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(飲料の輸送)

第7条 飲料の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する飲料の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

(飲料の受領)

第8条 甲又は甲に要請した市町村は、供給された飲料を指定した場所において、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(飲料の供給報告)

第9条 乙は、飲料の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

(災害対応型自動販売機の取扱い)

第10条 災害対応型自動販売機の一の管理及び無償提供等の判断は当該設置機関（道又は市町村）が行う。

(敷地等の提供)

第11条 甲が乙から提供を受けた敷地等については、甲が原状に回復し返還するものとする。

(費用負担)

第12条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した飲料及び災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供後に補充する飲料の対価については、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に要する費用については、乙が負担するものとする。

ただし、被災地の状況により、乙による輸送が困難な場合は、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとする。

2 供給した飲料の価格については、災害が発生する直前に通常供給していた卸売り価格とするものとする。

3 無償提供を開始したときの災害対応型自動販売機の機内在庫飲料の費用は乙が負担するものとする。

4 その他協定第2条第1項に規定する災害時の協力に要する費用については、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第13条 乙は、飲料の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第14条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあつては北海道支社企画課長とする。

(協議)

第15条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年12月18日

甲 北海道
北海道知事

乙 サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長